

第6編 主な講義の紹介と活用法

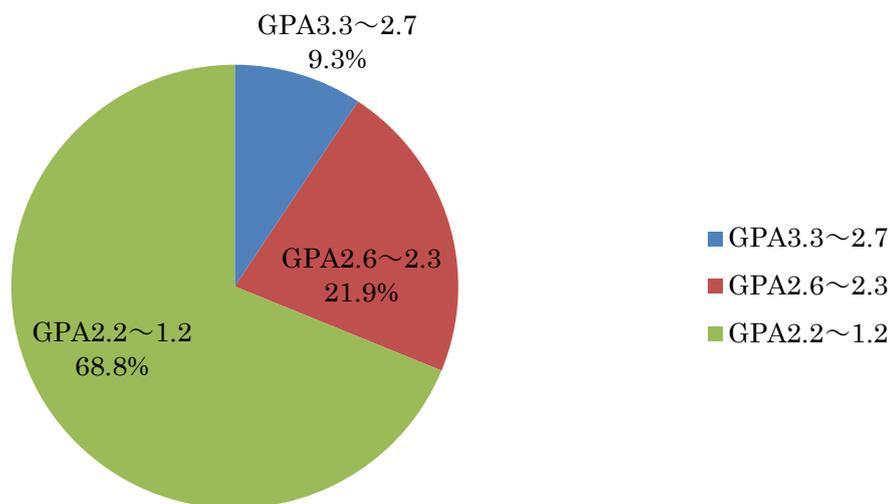
第1章 講義の重要性(GPAと司法試験合格率の相関関係)

第1節 はじめに

ロースクールでの成績が司法試験合格と関係があるのか。在学生の皆さんであれば誰もが気になるところだろう。「司法試験に受かりさえすればよい」として講義や演習を疎かにするか、それとも講義や演習を司法試験合格に役立つように活用するか、それは皆さんの戦略であるため自由である。しかし、私が分析した限りではロースクールの成績と司法試験合格率との間には相関関係があると思う。以下、具体的資料を提示して説明しよう(対象者は2004年入学～2010年入学の702人。内既修者452人、未修者250人)。

第2節 GPAの構成図

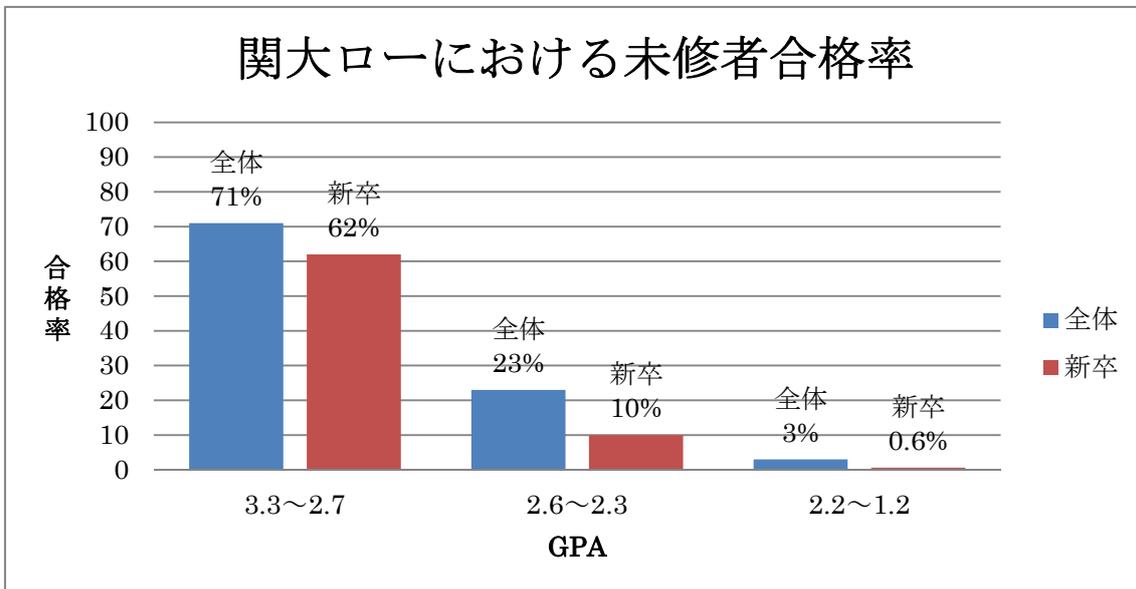
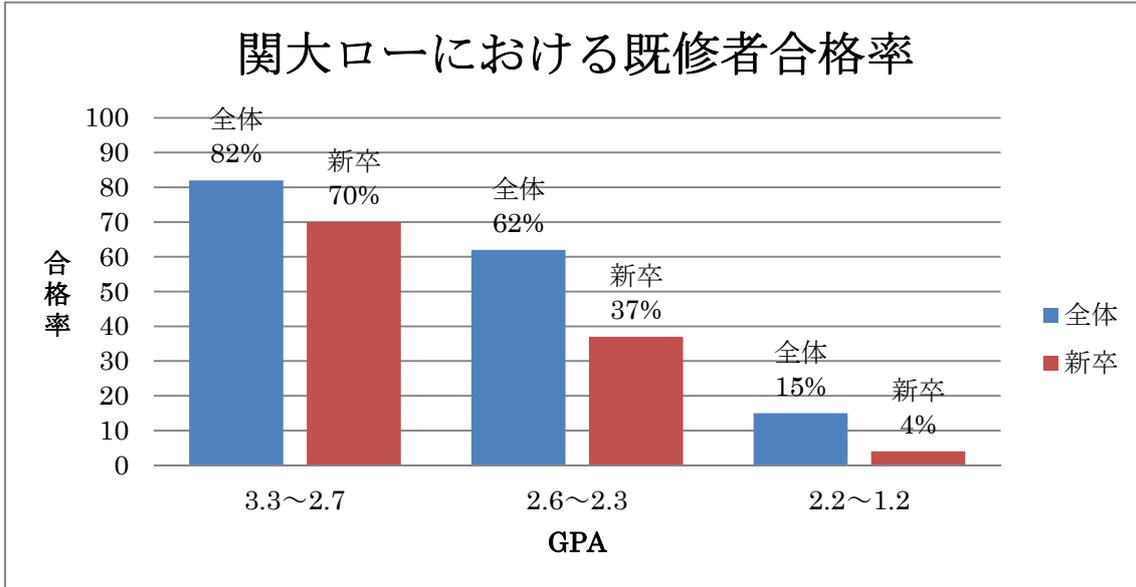
関大ローにおけるGPAの構成



まず、ロースクールのGPAの構成図である。ここでは成績の上位層(GPA 3.3~2.7)、授業料全額免除(以下「全免」)のおおよそのボーダーライン層(GPA 2.6~2.3)、全免ではない層(GPA 2.2~1.2)の3つに分類している。図表を見てもらくと成績上位層は全体の1割に過ぎない。また、全免ボーダーライン層は全体の2割ほど。つまり、成績上位3割が全免で構成されて、その他の学生が7割を占めている。

第3節 GPAと司法試験合格率の相関関係

次に、GPAと司法試験合格率の相関関係図を示す。「全体」とは複数回受験した合格者も含めた合格率をいう。「新卒」とは卒業後すぐに司法試験を受験し、1回で合格した者の合格率をいう。



この図表を見る限り、GPAと司法試験合格率に相関関係があることは一目瞭然だろう。GPA 2.7以上の既修者成績上位層に限って言えば全体で82%も合格している。新卒であっても70%の合格率であるため、ロースクールの2年間で講義や演習に積極的に参加し、レポートや小テストも活用しながら期末試験で良い成績を残すことが出来た者は、ほとんどが合格していると言って過言ではない。

第4節 分析に基づくメッセージ

●既修者の方へ

上記の分析結果によると、既修者の場合、全免を取ることが出来るようにロースクールの勉強を頑張るということが一つの目標となる。もちろん、ロースクールの成績を上げるためだけの勉強をしても意味がないことは言うまでもないが。

また、新卒で合格することが出来なかったとしても、複数回の受験で合格している修了生が多くいることも図表から明らかである。自己分析や過去問分析を十分に行い、方向性を間違えずに勉強をすれば合格することが可能な試験であることを忘れないでほしい。

●未修者の方へ

未修者の場合でも、成績上位者は半分以上が合格している。出来ればGPA 2.7以上に入ることが望ましい。未修者の全免ボーダーライン層は既修者の場合と異なり、高い合格率を残すことはできていない。既修者と同じ全免でありながら合格率に40%の開きが生じているのはなぜなのか。既修者であった私が推測するに、この原因は講義・演習のための勉強に終始しているからではないかということである。未修者の方々は先輩たちから講義ノートを受け継いでいるようで、それを使って講義や演習に参加しているのをよく見かけた。また、期末試験の過去問や出題教授の分析を熱心に行っており、期末試験の出題の趣旨を捉えた答案を作成することが出来ているのだろう。この努力自体は司法試験合格にも通じるものがあり否定はしない。しかし、高いGPAを修めることに終始して、司法試験とリンクした学習をしていないのではないかということが危惧される。講義や演習で得たものを司法試験の勉強に活かし、司法試験の勉強で得たものを講義や演習に活かす。両者は車の両輪のような関係なのであり、講義や演習だけで活躍しても自己満足に過ぎない。全免を取っているとすると、慢心せずに勉強をして欲しい。我々は「司法試験受験生」である以上、司法試験に受からなければ意味がない。

●GPA 2.2以下の方へ

上で示した図表によれば、GPA 2.2以下（つまり全免ではない人たち）の合格率は極めて低い。そのため愕然としてしまった在学生・修了生もいるだろう。だが、諦めるのはまだ早い。私は最終合格を果たすことができたが（合格までに3回かかってしまったが）、GPAは1.75しかなかったからである。

修了生にとってはもうGPAを変えることはできない。しかし、今後の勉強方法によって成績は向上しうる。合格者の合格ノウハウを凝縮したこの「リバイブル」を活用して、諦めずに勉強を続けてほしい。

●入学予定者および大学学部生の方へ

関大ロースクールの全体合格率は、おおよその全国平均である25%を例年下回っているため、不安に感じるかもしれない。しかし、それはあくまでも既修・未修を合わせた全受験者の数字であって、必ずしも皆さんの合格率と直結して考えるべきものではない。

上記の図表からも明らかなように、GPAの高い成績上位者になれば上位ロースクールにも匹敵する合格率をマークしているのだから、要は自分の努力次第ということになるだろう。

もちろん、GPA 2.7以上を修めることは容易ではない。そのため、学部生のころから予備試験にも挑戦して高いモチベーションを維持しつつ、ロースクール入学時には全免を取って成績上位者のクラスに入ることが合格への1つの目安になるだろう。

関大の充実した施設に強力なバックアップ体制を活かすも殺すもあなた次第。全体の合格率に惑わされずに、自己研鑽に励んでほしい。

その際、以下の講義紹介とその活用法を大いに参考にして欲しい。

第2章 公法系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 憲法Ⅰ(統治)

初めて憲法を学ぶので、特に総論部分などがとても難解で分かりにくいかと思います。やるべきことは、しっかり考えた上で講義に臨み、授業中の村田先生の説明をしっかり聞くことです。初めて長い判例を読むことになろうかと思いますが、「今何について述べているのか」という点を意識して読んでください。読んでいるうちに始めの方を忘れてしまっただけが無駄になるだけです。

また、この講義で文言解釈の基礎を学べると思います。どの科目を勉強するについても基本ですので意識して習得してください。

第2節 憲法Ⅱ(人権)

いわば憲法判例百選掲載の重要判例すべてが課題です。事前配布の教材の量に目を疑うかと思います。「え？これで15回分全部じゃないの？」と（おそらく1回目と2回目だけでしょう）。

残念ですが、これをやらねばなりません。この講義の予習復習を真面目にこなすかこなさないかが、司法試験の択一の判例題材問題の出来を左右することになります。百選だけ読んでいてもなかなか対応できない問い方がされますし、試験直前期に百選判例をすべて読み直すのは非現実的ですので、この履修で百選判例を本気で潰してしましましょう。そうすれば、あとは百選をさっと見直すだけで択一对策になるはずですので。

また、憲法Ⅰに引き続き、一步進んで判例のもう一つの読み方を教えていただけます。つまり判例の射程の読み方であり、それは「判例法理」の「使い方」です。論文試験に必須の能力ですので、膨大ですが乗り越えましょう。

第3節 行政法総論

芝池先生の読本の記述はわかりやすく丁寧です。執筆御本人によって講義を受けられるので、疑問はすべてぶつけて解消すべきです。予習・復習を怠らないでください。

第4節 行政法演習

自分がレポートの担当になっていない回についてまで、逐一答案を作成することまでは必要ありません（費用対効果が悪い）。

しかし、扱う判例は短答式・論文式に試験において重要なものばかりです。レポートを作成しなくても、試験本番で出題されたら答案を書けるように、しっかり理解しましょう。

第5節 憲法演習（旧：公法総合演習Ⅰ）

司法試験の憲法の出題傾向は全科目の中でもっとも安定しています。原告の主張→相手の反論→私見を順に論じるわけですから、憲法演習で扱う判例を勉強する際も立場の違いからどのような主張が可能かを意識して講義に臨むべきです。

また憲法的答案を作成する際は①権利保障の範囲に含まれるか→②その人権が制約されているか→③権利と制約の調整（違憲審査基準）→あてはめという流れを踏むことが多いため、判例を勉強する際もこれらを意識しましょう。答案でどのように表現すべきかを強く意識してください。

さらにこれらは下級審判例で丁寧に論証されていることも多いため、最高裁判例だけ読めば良いわけではなく、講義に際しては下級審判例にも目を通すことにより憲法の思考の理解することが出来るようになります。

第6節 公法総合演習

現行カリキュラムでは、前半、行政法演習と同じくレポート担当者の発表と議論、後半は、元氏先生の作成した演習問題を行います。

この講義では重要判例や演習問題の学習をすることができます。行政法は短答で判例の詳細な論理構造を問う問題が出題されます。そのため、重要な判例を丁寧に学習する良い機会と考えましょう。

演習問題については訴訟要件の問題（処分性や原告適格など）と、本案要件の問題（個別法の解釈問題が中心）の両方を学習することができます。処分性や原告適格は毎年のように司法試験で問われる重要論点のため、しっかりと予習復習をしましょう。また、個別法の解釈は一朝一夕でできるようになるものではありません。初見の個別法の仕組みや趣旨などを素早く読み取り要件を検討することが出来るようになる必要があるため、その訓練として大変有意義な授業でもあります。元氏先生の解説は実践的で論文の勉強に直結するので大いに活用すべきです。

第7節 憲法訴訟

憲法訴訟の授業は必修科目ではありませんが、司法試験に生かせる要素が満載です。

この講義の前半では主に統治機構や憲法訴訟特有の問題点について学びます。憲法の問題では憲法訴訟に関する論点も出題されるため（例えば第三者の主張適格）、どのような場合にこれらを論じる必要があるのかを習得する必要があります。また、後半では、司法試験の問題を題材に実際どのように問題にアプローチして、どのように思考し、答案に表現するのかを学ぶことができます。この講義で重要な判例の整理・理解を深め、
答

案の作成方法を学びましょう。

第3章 民事系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 民法

この時期に膨大な財産法のすべてを理解するのはとても難しいことです。しかし、やるしかりありません。細部にとらわれず、およそ民法とはこのような法律で、このような制度があり、…という大枠の理解に努めてください。大枠の理解のあと細かな論点を、しかるべき引出しに収めていく、という学習が望ましいです。各教材、各課題の消化にとらわれすぎずに全体を何度も見るような学習を心掛けてください。

民法がわからないというのはすなわち法律がわからないのと同じであるとよく聞きます。民法上の理論はさまざまな科目や分野に応用、借用されるからだと思います。刑法の財産犯も、民事実体上の権利義務関係をはっきりしなければ理解できません（今年の日24年度司法試験の刑法はまさに、民事上の財産の権利関係を前提に考える必要がある問題でした。）。基本事項の正確な理解を積み重ねてください。

第2節 会社法

会社法のレジюмеは、必ず役立ちますのでデータごと保存しておくべきです。予めデータで配布されるレジюмеに沿った解説を中心としながら、たまに設問もあり回答を用意してくるというスタイルです。この予習・復習時に勉強の軌跡をレジюмеに残していけば質の高いサブノートにできます。会社法は商事実体法以外に法人の組織に関する手続きも規定されていて複雑ですが、なぜ民事一般原則を修正するのかや、当該会社を取り巻く株主や第三者(会社債権者)の利害関係を意識しながら組織上の制度の説明などをしてもらえますので、講義はしっかり集中しましょう。

第3節 民事訴訟法

およそ民訴を勉強するときは民法を意識して勉強してください。この講義では基本的な制度など民訴の仕組みを学びますが、実体法上の権利義務または法律関係の存否を判断するための手続法であることを念頭に置きながら学習してください。民訴特有の問題も当然大切ですが、実体法上の理解（ほぼ民法）を前提に司法試験の出題がなされますので、そのことを意識しなければなりません。概念や原理等について丁寧な説明があるかとおもいますので、これらの定義等はこの時期にしっかり頭に叩き込んで下さい。後に控える民事訴訟法演習の履修に重大な影響を与えることとなります。

第4節 民法演習

刑法演習同様、ほとんどが、著名な重要判例を基に作成された事例が毎回の課題となります。履修にあたっては、関連する部分の基本書の確認はもちろん必要です。

大切なのは、単なる判例読破に陥らないことです。どうしても講義の予習・復習に追われてしまい、いわば解答探しのように、基となった判例を探して調査官解説や百選解説などを読み漁って何とか授業中の発言のネタを探すという作業をしてしまいがちですが、勉強に近道はありません。問題の事例から、どの条文の問題なのか、なぜ論点となるのかという基礎から取組み、どのような理由でどのような結論を出す、という本番で必要な思考の訓練として受講してください。基となった判例を読めば自然と短答対策にもなりますが、自分のみで予習を終えてからのの方が良いでしょう。

第5節 商法演習

市販の有斐閣「会社法事例演習」を利用した演習です。この問題集はとてもよくできており、できれば受験までにすべて通して解いてみるべきだと思います。特徴は、大きな間があり、その間に解答するならばおのずと書くべき点の小問として設定されているところです。「なぜこのような小問があるのか」という点にも注意しながら取り組むことで、答案構成力を付けるのにも役立ち、論文対策として有用だと思われます。ですので、新司の論文だ、という意識で、本番ならこのように書くという姿勢で予習してください。

第6節 会社法演習

司法試験でも比較的良好に問われる重要論点について、掘り下げた演習を行います。授業で配布されるレジュメは分かりやすく、論文対策として十分に活用できます。

その場合も、論文で出題されたらどのように答案に表現するかを強く意識してください。

第7節 民事訴訟法演習

市販の有斐閣「事例演習民事訴訟法」を利用した演習です。例年、司法試験の民訴はひねくり回した問題のように感じますが、結局は弁論主義、処分権主義など、基本原理の正確な理解から出発すると事案の特殊性や論点に気づくことができる問題であると思います。事例演習民事訴訟法の問いに基本原理から立ち返って解答する姿勢で予習して臨んでください。

第8節 民事法総合演習

民法演習同様、重要判例を基にしたオリジナルの事例課題です。民法演習と同様の注意、意識が必要です。判例読破に陥ることなく、民法と民事訴訟法を連動させる勉強をしてください。

第9節 民事訴訟実務の基礎

民法と民訴の基礎知識を前提に、要件事実の主張整理や事実認定の入門的なことを行います。これらは合格後修習すべきことに直結することなので、真剣に取り組むことは当然です。平成25・26年の民法・民事訴訟法の本試験問題では、要件事実をそのまま答えさせる問題が出題されています。今後も出題される可能性が高いので、しっかり対策しましょう。ただし、あまり細かな要件事実にまで踏み込むのは試験との兼ね合いでは必須ではありませんので、この点は注意してください。

第10節 会社法発展講義

3年次配当の選択科目です。会社法演習で学んだところをより深く、また、会社法演習では触れることのできなかつた分野を学ぶことができます。会社法の本試験問題は、事案が複雑で、論点も多いです。ここで基礎知識を固め、応用問題をどのように考えるかを学ぶことで、本試験でも安定した点数を取ることができます。必修科目ではありませんが、是非活用していただきたい授業です。

第11節 民事訴訟法発展講義

3年次配当の授業で、民事訴訟法の発展的な分野を学ぶことができます。有斐閣「ロースクール民事訴訟法」を用いて授業は進められます。この演習書を学習するときは、判例の事案や要旨をしっかり押さえてください。平成25・26年の本試験問題では、判例の理解・射程が問われています。判例をしっかり理解することで、本試験問題の事案の特殊性に気づくことができると思います。必修科目ではありませんが、本授業を是非活用してください。

第4章 刑事系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 刑法 I

刑法総論に関する講義です。旧カリキュラムでは4単位科目であったのが2単位科目となっています。学説が乱立し、難解に感じるでしょうが、各箇所では判例の立場を抑えることが必須です。

第2節 刑法 II

刑法各論の基幹講義です。先に学習した刑法総論とのリンクを意識しながら学習してください。

第3節 刑法演習 I・II

この演習では刑法の中でも論文式・短答式の両方で出題可能性の高い分野を扱います。いずれのテーマも受験生の多くがマスターしてくるものであり、司法試験で問われた際には書き負けないように気を付けなければならないものばかりです。

司法試験が実務家登用試験である以上、判例の考え方を正確に理解しなければなりません。刑事系は特に判例と学説の対立が激しく、この演習でも学説の理解を細かく問われることがあります。しかし、本試験では特に設問に指示がない限り学説に触れている時間はありません。判例を中心とした勉強を行ってください。短答式では学説の対立から帰結がどうなるかを問われる設問があるので、それに出題されそうな分野（予備校本で図表にされていることが多い）について学説を整理・補充しておけば十分です。

刑法演習では、アカデミックな「学説オタク」のような方向へ走ってしまう学生が時々いますが、そのような者は過去問や合格者答案の分析を十分にしていないと自白しているに等しいといえます。最新の学説に振り回されて、判例の理解を疎かにすることのないようにして下さい。

第4節 刑事訴訟法演習

この演習では論文式・短答式の両方で出題可能性の高い分野を扱います。

過去問分析を行えば、刑事訴訟法では論文で出題されるテーマは限られています。そのため本演習で扱うテーマについては重点的に学習して下さい。

刑事訴訟法も判例と学説の対立が激しいです。ただ、司法試験が実務家登用試験である以上、判例の理解が不十分であることは望ましくありません。出題趣旨でも判例に基づく議論が要求されています。判例を踏まえた論述ができれば点数を稼げるということです。優先的に学習すべきは判例であり、その理解を助ける材料として学説を学ぶという姿勢に

とどめて下さい。

伝聞については毎年出題される超重要分野です。合格者であってもその理解は不十分といえます。採点実感でも伝聞の基本的な理解が出来ていないことが毎年指摘されています。今後も頻出であると考えられるため、過去問をよく分析し、本演習を通して伝聞の理解を深めて下さい。

第5節 刑事法総合演習

この演習ではやや長めの事案を用いて、司法試験に出題可能性の高い分野を学習します。

事案はいずれも重要な判例を参考にして作成されたものであり、一度は見たことがあると思います。司法試験でも重要判例を参考に行っている事案が出題されますが、必ず事案のどこかを変えています。判例の事案を暗記して判旨を覚えるという勉強に終始していると、少し事案を変えられると対応できなくなる可能性があります。

本演習では事案を少し変えたら結論がどうなるか、ということがしばしば質問されます。これは頭の訓練にちょうど良く、本試験に直結するため、指名されていないときも真剣に考えましょう。

このように判例の射程を意識した勉強は全科目共通で重要であり、「参考判例」として挙げられている判例の中でも特に重要なものについては、自分で「どの事実を変えたら結論が変わるだろうか」と予習や復習のときに考えるようにしましょう。判例を漫然と読んで満足するのではなく、自分オリジナルの問題集として向き合えば、アウトプットの訓練にもなりオススメです。

なお、刑事系は実務家の視点が不可欠であるため、実務家教員の方の授業をよく聞きましょう。特に捜査については捜査機関が行う行為を細かく分析し、それに対して個々に法的評価を加えていくという姿勢が大変勉強になります。